

門真市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の基本原則（第3条—第6条）

第3章 市民、議会、市役所等の役割（第7条—第12条）

第4章 国及び他の地方公共団体との連携（第13条）

第5章 協働の基盤の整備（第14条）

第6章 地域の自治の推進（第15条・第16条）

第7章 条例の効果と改善（第17条）

附則

門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸^{たく}が発見されるなど、約3500年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちです。

私たちの先人は、低湿地、洪水などの自然と対峙^じし、水路や築堤^{ちくてい}、段蔵^{だんくら}、バッテリー、水防・水利組織等の創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、農地が開墾され、近世には、蓮根^{れん}や慈姑^{くわい}の栽培も盛んになりました。

また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、共同体から村や町を形成し、定住可能な都市として発展の礎を築きました。まちには、相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとしたときは、それに応える自治がありました。

加えて、平和憲法の制定や核兵器廃絶に向けた活動、国際的な企業の創業等、歴史的に活躍した人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。

昭和38年に市制を敷いた門真市は、昭和48年には市民の総意として「門真市民憲章」を制定し、人間の尊厳と住民の自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問われるように

なってきました。

また、今日の社会状況は、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、総人口の減少、少子高齢化等、大きく変わりつつあります。地域活性化、子育て、教育、防犯、防災、文化、生涯学習、社会保障、環境、産業振興等、市民のニーズは多様化し、かつ、高度化してきており、人間関係の希薄化等、様々な解決すべき課題も発生しています。

そこで、これらの課題を解決し、品格があり誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安全で安心なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとり、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切に力を寄せ合うことで、ありがたい気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、^{くすのき}楠が大空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。

地方分権の進展とともに、市民が起点となり、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成は不可欠となってきました。そのためこれからは、より一層市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等が目指す姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会及び市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、お互いに「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。

そこで、門真市の自治の最高規範性を有するものとして、市民みんなが共有すべき門真市自治基本条例を制定し、これをもって今、私たちは新たな自治の一步を踏み出します。

(説明)

門真市には、誇るべき自治の歴史や都市の発展があります。このことを市民が想起し、これからの自治を創造していくために、前文の前半で門真市の成り立ち、自治の歴史やその担い手である先人たちの活躍について述べています。

低湿地帯が中心で、しばしば、洪水に苦しめられてきた本市域は、仁徳天皇の堤事業と伝えられる^{まんだのつつみ}茨田堤をはじめ、水路にパナマ運河と同様の仕組みであるバッテリーをつくり、船の行き来を行ってきました。また、水害による困窮から、農民たちは、水防・水利組織をつくるなど、創意工夫を重ねてきました。河内^{れん}蓮根として有名な^{れん}蓮根や慈姑^{くわい}の栽培なども、近世以降盛んになりました。

江戸時代になると独自に古川堤に水門を設け、命をかけて農民たちを水害から守ることなどに奔走した多くの民を輩出してきました。

まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、まちには、相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとした時は、それに応える自治がありました。

さらには、平和外交を進め、日本国憲法の制定に寄与し、内閣総理大臣となった幣原喜重郎をはじめ、日本の原水爆禁止活動創建への貢献や電器産業を興し経済発展に大きな功績をあげるなど、様々な舞台で、地域で活躍し、今日の門真市を築いてきた先人たちの努力の下で、私たちは暮らしています。

昭和 30 年からの高度経済成長とともに発展し、人口急増の中で、市制を敷いた門真市は、その 10 年後に、市民憲章を制定しました。

時は移り、平成 12 年 4 月施行の、いわゆる「地方分権一括法」により、地方自治は、大きく様変わりし、機関委任事務は廃止され、国と地方は上下関係から、対等・平等の関係となりました。一般的に、「地方分権の夜明け」と呼ばれたりします。

また、今日の我が国の社会状況は、グローバル社会の進展の中で混迷を深めており、地方の疲弊も著しくなっており、今まさに、地方自治の在り方が問われています。

少子高齢化、産業構造の変化、生活形態の多様化等によって、市民の暮らしは、大きく変わってきており、市役所に頼るだけでは明るく豊かな住みよいまちをつくることはできず、自治会等のコミュニティ組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体が目的を共有し、それに向けて、手を携えて、それぞれの役割を十分に発揮していくことが必要な社会となってきました。

そこで、市民、議会、市役所が協働して、総合計画等の実効性を高め、持続可能な自治を推進し、自律発展都市を目指すこととなります。そのためには、市民は互いの人格や人権を尊重し合うことを前提に、主体的に考え行動することが求められます。また、議会は、その意思決定過程を市民から「見える」ように改善し、市民から信頼される議会を目指す必要があります。さらに、市役所もたて割り行政を是正し、市民から「見える」ように改革すると同時に、市民と積極的に語り合う環境づくりが求められます。

したがって、前文はこれから市民を起点とした自治を目指し、市民、議会、市役所の三者が決意を表明するとともに、本条例を門真市の自治の最高規範性を有するものとして尊重していくことを宣言するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、門真市の自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民の福祉の増進を図ることを目的とします。

(説明)

第1条は、本条例の方向性や目的を表現したものです。市民、議会、市役所それぞれが、協働を中心としたまちづくりの基本原則を理解し、実践することが前提であることを述べています。

この目的を達成するために必要なルールを定めたものが、第2条以下の条文です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 門真市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者、門真市の区域内で市民活動を行う者若しくは団体又は事業所をいいます。
- (2) 事業所 門真市の区域内で事業活動を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 議会 政策立案、立法及び市役所の監視を主な目的とする、議案の審議及び議決の機能を持つ意思決定機関をいいます。
- (4) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいいます。
- (5) 協働 市民、議会、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的な目的に向かって果たすべき役割を自覚し、お互いに補完し、及び協力することをいいます。
- (6) 市民力 市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題の解決に向けて考え、取り組む力をいいます。
- (7) 地域力 市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力をいいます。

(説明)

本条例は、市民、議会、市役所それぞれの役割と協働関係について提示するものです。

そのため、従来の意味とは異なった用語の使い方を本条例では行っていますので、条例で使用される用語について、できるだけ明確に定義付けを行っています。

本条例における市民とは、門真市の協働によるまちづくりの主役として期待される市民であり、門真市に住所を有する住民のほか、通勤、通学する人、門真市の区域内で市民活動を行う人または団体、そして事業所も市民に含めています。特に、門真市の区域内で事業活動を行う個人または法人は、地域との関わりが一層求められており、社会的責任を果たす役割を期待しているため、重ねて述べています。市役所という表現は、本来であれば市、行政または執行機関とすべきですが、本条例ではわかりやすく市役所という言葉を使用しています。

協働という言葉をよく耳にするようになりましたが、「共同」、「協同」とよく混同されます。「共同」、「協同」、「協働」の三つとも「同じ目的のために複数の主体が協力する」という意味は共通ですが、「力の合わせ方」が異なります。「共同」は「共同作業」のように「一緒に作業すること」が強調されます。

「協同」は「協同組合」のように目標達成への全体的な考えが一致するものが集まり、「必要な活動を分かち合う」意味を持ちます。

「協働」は、各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、「それぞれの思いや活動を尊重しながら、共通する目的に向けて力を合わせましょう」という意味になります。

第2章 自治の基本原則

(基本理念)

第3条 将来を担う子どもたちに、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治に対する意識の向上を図ることで、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。

(説明)

本条は、自律発展都市の形成を門真市の目指すべき理念として掲げ、市民、議会、市役所の協働によって、「住みたい」、「住み続けたい」と思えるまちを形成していくことを宣言したものです。

なお、自律発展都市とは、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能な都市をいいます。

(最高規範性)

第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。

2 条例、規則等の制定及び改廃並びにこれらの解釈及び運用を行う場合は、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

(説明)

本条例は、市役所が遵守するだけでなく、市民も議会も守らなければなりません。この条例違反の罰則はありませんが、市民、議会、市役所の三者が、本条例を守り育てることで、本条例は、門真市における自治の推進の最高規範性を有するものとして尊重されていくこととなります。したがって、本条例を自治における最高規範性を有するものとして、その他の条例や規則の整合性や体系化に、議会や市役所は努めなければならないこととなります。

また、総合計画等においても、本条例を尊重して策定しなければなりません。

(協働によるまちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。

- (1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開し、及び共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。
- (2) 参加及び参画 市民、議会及び市役所は、市及び地域に関する情報の収集に努め、それらに主体的に関わることを原則とします。
- (3) 対等 市民、議会及び市役所は、対等な立場でそれぞれの役割を尊重し、特長を活かしながら、課題に取り組むことを原則とします。

(説明)

情報共有については、市民、議会、市役所がお互いに「見える」形で活動し、意見交換する場を積極的に設ける等、情報共有に努めなければなりません。門真市情報公開条例（平成11年12月22日門真市条例第13号）第6条に定める個人に関する情報等、不開示情報を除き、議会や市役所が、積極的に市民への情報公開、情報提供を行うことは、協働を進めていくために必要な条件です。

ただし、市役所には法令で行政執行や予算執行の権限が付与されており、市民とは担うべき役割が違います。

しかしながら、議会や市役所は、市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません。

(総合計画)

第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望及び方向性を明らかにする基本構想、これに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。

- 2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくりを推進する活動に参加し、及び参画するよう努めます。
- 3 議会は、総合計画の実現に向け、市政の運営に対する監視、協力等を推進します。
- 4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営に努めます。

(説明)

総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定の改正により、議会承認を得ることの義務化はなくなりましたが、門真市においては、引き続き、総合計画の重要性を確認し、市民とともに計画行政を推進するため、総合計画で門真市の将来のまちづくりの構想や具体的な計画を描き、これを市民、議会、市役所の三者が協働で実現するためのルールを本条例で定めるという位置づけを明確にするため、第6条を設けることとしました。

総合計画を推進していくには、市民、議会、市役所の協働が欠かせません。

「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」は、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢であり、「市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を実現していきましょう」と語りかけています。

将来、総合計画の改定があったとしても、本条例で定められた自治の理念やルールに基づいて、総合計画の策定や運営が行われなければなりません。

第3章 市民、議会、市役所等の役割

(市民の役割)

第7条 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を踏まえ、自治の推進を図るとともに、お互いの権利及び責務を理解し、市民モラルが向上するよう自助努力します。

2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、及び連携し合うことにより、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。

3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに市政に参加し、及び参画する権利があります。

4 市民は、門真の歴史及び文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。

5 市民は、人及び地域とのつながりの大切さを知り、それらに積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。

6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域が一体となって子どもを見守る環境の整備に努めます。

(説明)

人は、それぞれ特性や個性があり、得手不得手があるため、可能な範囲で自助努力しなければなりません。不足している点はお互いに補い合い、支え合う必要があります。その支え合いの原点は家族であり、それでは対応できない場合には、近隣の住民や自治会等の地域コミュニティで対応することとなります。第1項、第2項では、そのために必要な市民の役割について述べています。

そして、市民の力だけでは解決できないときに、議会や市役所に負託することになります。負託するといっても白紙委任するわけではなく、協働によるまちづくりの主役として議会や市役所に関する必要な情報を得る権利を有していますし、議会や市役所との協議の場への参加や、計画策定の過程への参加も保証されなければなりません。そのため、第3項では、市民の権利について述べています。

上記の内容は、国際的にも地方自治の基本的な原理といわれてきた「補完性の原理」といわれるものです。

第4項は、一般的に、市民はまちの欠点が気になりがちで、マイナスのイメージを抱くことにより、まちの良いところを見落とすことがあるため、門真の歴史、文化を再認識することによって、門真への愛着心を醸成し、協働によるまちづくりへの関心

を高めたいという想いを込めています。

第5項では、人や地域とのつながりの大切さについて述べています。

少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの変化によって、人と人とのつながりの希薄化が深刻化しています。

お互いを知り、支え合えることができる環境は、安全で安心なまちとなり、暮らしやすく住み続けたいまちとなるはずです。

第6項では、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、地域で育てていきたいと思いますという願いを込めています。

(事業所の役割)

第8条 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。

(説明)

事業所は、本条例において「市民」に含めていますが、事業活動を行う個人または法人としての公益的活動あるいは社会貢献を通じて、暮らしやすい地域社会実現への一翼を担うことが期待されていますので、別に条を設けました。

地域の持続的な発展に貢献することは、事業活動の発展にもつながるため、積極的な参加・参画が求められます。

(議会の役割)

第9条 議会は、市政を進めるに当たっての議案の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会の運営に努めます。

2 議会は、広く市民の声を議会の運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。

3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。

(説明)

日本の地方自治体は、議会と首長の二元代表制であり、議会には市役所の監視機能以外に、政策形成機能が求められています。

そこで、近年では議会基本条例を制定し、議会改革を行う議会も増えつつあります。

議会改革は、市議会で常に議論されるものですが、ここでは、開かれた議会を目指し、市民を起点とした政策議論が行われるよう規定することとしました。

(議員の役割)

第10条 議員は、市民の意思を的確に反映させ、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市役所の監視を行う機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、役割を果たすよう努めます。

2 議員は、議会の役割を遂行するため、自己研鑽^{さん}に努め、議案の審議及び政策の提案を行います。

(説明)

議員は、様々な市民の声を代表しています。議員は、その民意を執行機関である市役所の公正な職務の遂行の監視に役立てるとともに、政策に反映できるよう努めることが、求められています。

そのために、議員は自己研鑽^{さん}に努めることが必要とされます。

(市役所の役割)

第11条 市役所は、市政への参加及び参画の機会を積極的に設け、市民及び議会からの意見及び提案を適切に施策に反映させるよう努めます。

2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くよう、積極的な情報公開及び情報提供に努めます。

3 市役所は、市民サービスの公平性及び公正性を保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価を行う等、行政活動の不断の見直しに努めます。

4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織の力を高め、職員の人材育成に努めます。

(説明)

市民を協働によるまちづくりの主役として尊重し、協働を促進させるためには、市民の市政への参加・参画の機会を積極的に設け、広聴の充実、市民、議会からの意見・提案を適切に反映することを保証する市民参加・参画の手法開発を行うことが求められます。

第1項では、このような市役所の役割を述べています。

第2項では、市役所の広報活動は広報紙、ホームページ等の多様な媒体をはじめ、各種計画の公表や財政状況、予算編成過程の公表を行うなど改善に取り組んでいます。が、広報紙がわかりにくい、ホームページを閲覧できる環境にないなど、必要な人に必要な情報が届けられていない場合があります。

引き続き、わかりやすい広報紙づくりや、様々な情報に触れられる機会を増やす等、市民が市役所の情報に関心を持てるような工夫が必要であることを述べています。

第3項では、市役所の公平・公正な市民サービスの提供を謳い、行政評価や事務事業評価を行い、行財政運営等、行政活動の不断の見直しに努めることを規定しています。

第4項では、条例の理念を理解し、職務を組織的に遂行する職員を育成していく必要性を述べています。

(職員の役割)

第12条 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽^{さん}に努めます。

2 職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます。

(説明)

地方公務員法にも規定されていますが、改めて、市役所の職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守により公共の利益の増進を推進する役割及びそのために自己研鑽^{さん}することを規定しています。

第2項では、市民等から、業務に関しての、様々な要求、要望等を受けた場合に、その内容を簡潔に記録し、必要に応じて公表することを前提とした執行に努める規定です。このことにより、公平・公正な執行と不当要求を許さない執行を目指すこととなります。

第4章 国及び他の地方公共団体との連携

(国及び他の地方公共団体との連携)

第13条 市役所は、国及び他の地方公共団体と対等及び協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。

(説明)

今日の状況は、課題に応じて都市間連携を行うことで、効率的で効果的な行政を実現していかなければなりません。

我が国は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災、福島原子力発電所事故の大災害に見舞われ、防災活動だけでなく、復興活動における広域行政・広域連携の対応が全国的に喫緊の課題となりました。

その他の点においても広域的な対応が必要な場合には、広域行政・広域連携を推進していかなければなりません。

第5章 協働の基盤の整備

(協働の基盤の整備)

第14条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく、相互理解が深まるよう、情報共有の促進等、開かれた環境の形成に努めます。

2 市民、議会及び市役所は、お互いの役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策形成の過程において、協働関係を構築していきます。

(説明)

「市民みんなで創る 人・まち“元気”体感都市門真（門真市第5次総合計画）」では、「みんながいっしょに協力してまちづくりを進める『協働』」を基本目標達成のための基本姿勢として位置づけています。将来、総合計画の改定があったとしても、協働の基本姿勢は継承されていくものと考えられます。

したがって、協働の形は今後の実践活動から具体化されるものであるとしても、協働の発展を期待するためには、その基盤の整備が必要です。

第1項では、協働の基盤として、市民、議会、市役所の三者の相互理解と活性化のために必要な内容を定めたものです。

議会や市役所は、市民と相互理解が深まるよう、市民に現状を正確に説明するような環境の形成が必要です。

第2項は、協働は実施段階だけのものではなく、企画段階で目的やお互いの役割のあり方が共有されることから始まり、実施後の評価も協働で行わない限り、お互いの役割を尊重した改善とはなっていきません。

そこで、一連の政策形成の過程全般にわたって、協働関係の構築が必要であることを述べています。

なお、とりわけ企画段階における協働関係は、市民の側から見れば、議会や市役所の意思決定過程に参加・参画することを意味します。

第6章 地域の自治の推進

(地域の自治の推進)

第15条 市民は、安全で安心して暮らせる地域の自治を拡充するため、自主的に、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、及び協働を推進するよう努めます。

(説明)

少子高齢化や核家族化による社会環境の変化に伴い、地域の自治に期待される役割は増大しています。

そこで、本条では、地域と人とのつながりを見直し、支え合い、力を合わせるため、市民一人ひとりが地域の自治の役割やその大切さを再認識し、地域の自治の拡充に向けて取り組むことを期待しています。

(地域会議の推進)

第16条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁による団体、目的別団体等多様な主体の構成による地域の共通課題の解決に向けた協働の推進に取り組む組織（以下「地域会議」といいます。）を設立することができます。

2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。

3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。

(説明)

前条で、地域の自治の再生のために、一人ひとりが、地域の自治の拡充に向けた取り組みを推進することへの期待を述べました。

そこで、本条では、門真市内の地域の自治を拡充させていくために、一定の地域を範囲とした地域の共通する課題を整理し、解決のための意思決定や事業実施を推進する自主的な地域会議の設立について定めたものです。一定の地域とは、共同体意識の形成が可能で、多様な主体により構成される単位で、現行の小中学校区で行われている自治活動やコミュニティ活動と区分するため、中学校区の範囲を原則とします。

地域会議の役割は、地域のこれからの将来像を描いた地域プランづくり、このプランを前提とした独自の地域の共通する課題の解決への取り組み、市役所との協働事業実施等が想定されます。

地域では、自治会を基盤に地域の自治の活性化に向けた取り組みが進められていま

す。また、その他にも、教育や福祉等の課題に対し、各種団体、ボランティア団体、NPO等が活動を展開しています。本条では、これら地域で活動する多様な主体が連携し、より広範な単位で、地域の共通する課題の解決に向け、協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織の形成について述べています。課題の内容によっては、地域外（門真市外も含む）のNPO等の団体や個人との連携も考慮すべきです。第2条で本条例における市民を広く定義している理由のひとつは、ここにあります。

このような地域会議は、地域が自主的に設立するものであり、市役所が画一的に決定するものではありません。

したがって、市役所は地域の自治の活性化のために、このような組織が自主的に結成されるよう支援していくことを第2項で述べています。

第3項では、市役所が地域会議を支援する方法について、別に定めることを規定しています。

第7章 条例の効果と改善

(門真市自治基本条例推進委員会)

第17条 この条例の運用状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、必要に応じてこの条例の見直し等について検討し、改正が必要と判断した場合は、市役所に提言を行います。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(説明)

本条例を実効性のあるものとするために、本条例に基づいて市民、議会、市役所が協働を推進しているかどうかを、定期的に検証・評価する必要があります。本条の門真市自治基本条例推進委員会は、そのために設置され、同委員会の委員には、市民を起点とした自治への推進のため、公募市民や学識経験者等により構成し、客観的な視点からの検証が求められます。

第2項では、本条例の改正が必要になった際には、同委員会の検討を経て、必要な手続きを行うことが規定されています。

第3項では、組織及び運営について、慎重な審議と判断が求められますので、別に定めることが適切であると判断しました。

なお、門真市自治基本条例は、17条で構成されており、愛称として「門真の17条の憲法」と呼びます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行します。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正します。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
〽 略		〽 略	
環境審議会委員	略	環境審議会委員	略
自治基本条例推進委員	日 8,400円		
会委員			
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。